

高浜発電所1、2号機の常設直流電源設備に関する 設計及び工事計画認可申請について

2020年7月17日
関西電力株式会社

当社は、本日、高浜発電所1、2号機の常設直流電源設備*の設置について、設計及び工事計画認可申請を原子力規制委員会へ行いました。

当社は今後、原子力規制委員会の審査に真摯かつ的確、迅速に対応し、常設直流電源設備の早期の完成を目指します。

※新規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、これまでに、既設の安全系蓄電池（1系統目）の耐震補強や可搬型直流電源設備（2系統目）の配備が行われている。これらに加え、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）の設置が求められており、その設置期限（法定猶予期間）は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」において、本体施設の工事計画認可（高浜発電所1、2号機：2016年6月10日）後5年以内と定められている。

以上

添付資料：高浜発電所1、2号機の常設直流電源設備設置工事について（概要）



高浜発電所1、2号機の常設直流電源設備設置工事について(概要)

1. 概要

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

常設直流電源設備(3系統目)は、本体施設の工事計画認可(高浜発電所1号機、2号機:2016年6月10日)から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求されている。

2. 設計及び工事計画認可申請の経緯

- 2019年6月14日 原子炉設置変更許可申請
- 2019年9月25日 原子炉設置変更許可
- 2020年7月17日 設計及び工事計画認可申請

3. 工事概念図

